

「建築基本法制定」を見極めるとき

神田 順

朝倉幸子◎TH-1

illustration:Taco

■竹中工務店から東京大学教授へ

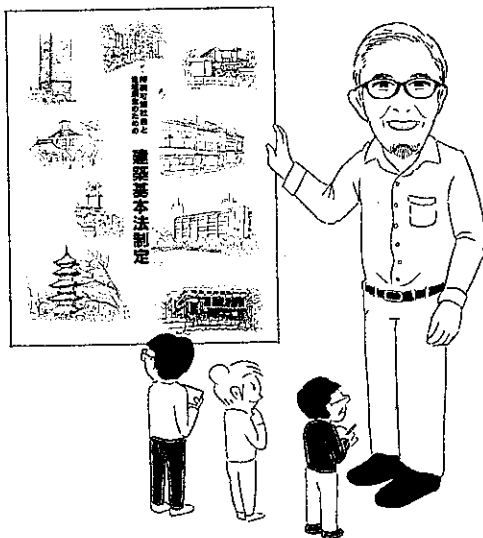
東京大学名誉教授の神田順先生は、幼少よりエンジニア志向であったそうだが、実際に見える学問のほうがいいと選択したのが建築。大学院だけでは満足できず、「もっと深く勉強ができそうだ」と竹中工務店に入社した。1年間の研修時代は設計、積算、施工と満遍なく学べた。社内の留学制度に選ばれて、縁のある教授のいるイギリスのエディンバラ大学へ行った。単身の留学が原則だったが、実は妻子を伴っていた。当時の竹中錬一社長が訪ねてくれたとき、「奥様に…」とプレゼントされたという素敵な話もある。「33か月で博士を取りました」。

帰国してすぐ、神田先生にとっては寝耳に水の話がもち込まれた。東京大学へ教職として戻る打診。そのとき、長年実務のエンジニアとして土質に携わり学位まで取った父親の言葉、「大学の先生はいいぞ」が後押ししたといいます。竹中の人からは、優秀な人材を外へ出すにあたり「竹中のためより、日本のために」といってもらい、1980年に東京大学へ。聞きしに勝る竹中工務店の品格なのです。

教授になると専門の風だけではなく、地震をはじめさまざまな方向から建築を教えなければならない。多くを研究するなかで見えてきた考えは、若き建築技術者に向けて「限界状態設計法の挑戦」(建築技術, 2004年)で著している。

■建築基本法制定準備会

2003年に建築の大学関係者や建築実務者などの有志が、建築の法律の見直しの必要性を強く抱いて建築基本法制定準備会を立ち上げた。会長を務めている神田先生は「建築の基本理念を示す建築基本法の必要性や建築関連法の問題点などについていろいろな場で議論し建築基本法の制定を目指して活動している」と語る。2020年4月に「持続可



能社会と地域創生のための建築基本法制定」(A-forum出版)を出版。国民の間で「建築」というものに対する共通認識が不可欠であると説く。50年、100年先を見据えた持続可能社会にふさわしい豊かな「社会資産」として維持形成していくための、建築基本法の制定が必要なのだ。

神田先生が竹中時代に携わった建築に、ある実業家の自邸がある。施主が具体的にいかに要望を出すものであるかを実体験した。それに引き換え「現在、人々は性能設計を人任せではないか。法律だけではなく構造設計者が建築主へ、地盤の評価も説明して議論し、建築をつかっていかなければ。施工者にも技術の蓄積がない。基本を知らず言われた通りにして、施工不良でも間に合えばいいというのか」と手厳しい。「お金と時間があって、施工できることが大事ですね。」と覇志堂。

釜石市唐丹町に、「唐丹小白浜まちづくりセンター」を5年前に発足させた。地域創生のために、町内外の幅広い世代が交流する施設を目指す。建物は伝統工法の木造で、信頼する鶴岡の棟梁番匠の剣持さんがつくった。長年の夢と、復興への想いが形になった。防潮堤工事がやっと終わる見通しがついて、「活動もこれからが本番」。

「建築基本法制定」では、あらゆる面から建築にメスを入れているので、必ず同感できる箇所がある。読みやすい本になっているので、「ぜひぜひご一読いただきたい」。